

第988回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和6年12月18日（水）午後1時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 佐藤教育長、小室委員、佐浦委員、鳩原委員、福與委員

4 説明のため出席した者

佐藤副教育長、千葉副教育長、遠藤副教育長、鎌田総務課長、熊谷教育企画室長、片岡福利課長、工藤教職員課長、本田義務教育課長、菊田高校教育課長、高橋高校教育課教育改革担当課長、菊田高校財務・就学支援室長、山内特別支援教育課長、安倍施設整備課長、大宮司保健体育安全課長、佐藤生涯学習課長、高橋文化財課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第987回教育委員会会議録の承認について

佐藤教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第988回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名、議事日程について

佐藤教育長 小室委員及び佐浦委員を指名する。
本日の議事日程は、配布資料のとおり。

8 教育長報告

令和8年度宮城県立中学校入学者選抜方針及び選抜日程について

(説明者：遠藤副教育長)

「令和8年度宮城県立中学校入学者選抜方針及び選抜日程について」御説明申し上げます。

資料左側を御覧願いたい。

宮城県立中学校における入学者選抜については、中学校及び小学校の教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとし、「1 基本原則」及び「2 選抜方法」のとおり、方針を定めている。

この選抜方針については、前年度からの変更はない。

次に、資料右側の「令和8年度宮城県立中学校入学者選抜日程」についてであるが、「3」にあるとおり、適性検査日を令和8年1月10日（土曜日）、選抜結果通知書の発送日時を1月16日（金曜日）午後4時としている。

なお、例年、適性検査日は、大学入学共通テストの1週前の土曜日としており、令和8年の大学入試共通テストは、1月17日に実施となっている。

本件については、以上である。

(質 疑) (質 疑 な し)

9 専決処分報告

第394回宮城県議会議案（追加提出分）に対する意見について

(説明者：佐藤副教育長)

「第394回宮城県議会議案（追加提出分）に対する意見について」御説明申し上げます。

資料右側を御覧願いたい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、12月3日付けで知事から提出議案について意見を求められたので、その議案の内容について御説明申し上げます。

「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち、教育庁関係分として〔C〕の欄であるが3, 180万円を増額計上しようとするものである。

この内容については、「2 予算議案（教育庁関係分）」の「(1) 増額補正」に記載しているとおおり、物価高騰の影響を受けている高校生等奨学給付金を受給している世帯への支援として1, 100万円、特別支援教育就学奨励金を受給している世帯への支援として580万円、また、各県立学校の給食費に係る食材価格高騰分の補助として1, 500万円を計上している。

最初の資料に戻りたい。

以上、知事から意見を求められた議案の内容について御説明申し上げたが、この照会に対しては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、12月4日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により報告する。

なお、専決処分をした議案については、12月11日の県議会本会議において原案のとおり可決されている。

本件については、以上である。

(質 疑) ┆ (質 疑 な し)

10 議事

第1号議案 令和8年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

(説明者：遠藤副教育長)

第1号議案について、御説明申し上げます。

資料左側を御覧願いたい。

令和8年度宮城県立高等学校入学者選抜方針については、7月25日に行われた高等学校入学者選抜審議会に諮問し、2回にわたる審議を経て、11月18日に答申をいただいている。その答申の内容を踏まえ、今回お示しするとおり提案するものである。

別紙1を御覧願いたい。

令和8年度宮城県立高等学校入学者選抜方針については、前年度からの内容の変更はなかった。

次の資料の右側、別紙2を御覧願いたい。

令和8年度の入学者選抜日程については、第一次募集の「実施日」を3月4日（水曜日）、「追試験日」を3月10日（火曜日）、「合格発表日」は3月16日（月曜日）としている。

この選抜方針及び日程については、本定例会で可決いただいた際には、速やかに各県立学校及び市町村教育委員会に通知するとともに、今後、これらを踏まえた上で、募集要項を作成していきたいと考えている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑) ┆ (委員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第2号議案 県立学校条例施行規則の制定について

(説明者：遠藤副教育長)

第2号議案について、御説明申し上げます。

資料左側を御覧願いたい。

本議案は、新たに「県立学校条例施行規則」を制定するものである。

資料右側を御覧願いたい。

はじめに、「1 制定の理由」であるが、本県では、現在、収入証紙により徴収している行政手続の手数料等について、県民の利便性向上と行政の業務効率化を図るため、キャッシュレス決済を導入することとし、令和7年2月から全庁的に実施するよう準備を進めている。

次の資料左側を御覧願いたい。

県立学校の授業料等の徴収方法については、県立学校条例で定めているが、キャッシュレス決済等に対応するための改正が行われ、「改正後」にあるように、収入証紙等による徴収方法以外の方法を別に定めることができるとされたところである。

資料右側を御覧願いたい。

この条例改正を受け、県立学校における各種手数料の徴収方法について検討を行い、今回は、卒業証明

書などの交付手数料である「証明手数料」の徴収にキャッシュレス決済を導入することとし、「現金」・「納入通知書」・「キャッシュレス決済」による徴収方法を新たに定めるものである。

なお、入学者選拔手数料及び入学金へのキャッシュレス決済の導入については、今後検討の上、必要に応じて定めることとしている。

次に、制定内容等について、御説明する。

資料左側にあるとおり、「県全体の動向」、「収入証紙」、そして、今回新たに徴収方法を定める「証明手数料」について、それぞれ横に、現在から令和8年3月までの動きや今回の規則の内容等を記載している。

まず、「県全体の動向」であるが、行政手続にキャッシュレス決済を導入することができるよう、令和6年4月に、県立学校条例を含む関係条例の改正が行われている。また、「収入証紙」については、令和7年9月に販売を終了し、令和8年3月まで使用できる予定とされている。

次に、「証明手数料」については、卒業生等が卒業証明書などの証明書を交付申請する場合に生じるもので、現在は、手数料相当分の収入証紙を銀行等で購入し、紙の申請書に貼付して県立学校に申請するという手続になっている。なお、キャッシュレス決済導入後も、令和8年3月までは、この手続による申請は可能となる。

これに加え、今後の収入証紙の廃止も見据え、施行規則を制定することにより、新たに3つの徴収方法を定めることとした。

第1号は、現金により徴収する場合である。これは、主に県内在住の方で、電子申請・キャッシュレス決済のいずれにもよらずに申請する場合を想定している。

第2号は、納入通知書により徴収する場合である。これは、主に県外在住の方で、電子申請・キャッシュレス決済のいずれにもよらずに申請する場合を想定している。

第3号は、上段は、電子申請によらず、紙の申請書により窓口でキャッシュレス決済する場合を、下段は、電子申請かつオンラインによるキャッシュレス決済により申請する場合をそれぞれ想定している。

なお、県立学校条例施行規則の全文については、資料のとおりとなるので、御覧願いたい。

最後に「3 施行日」であるが、令和7年2月1日から施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑) ┆ (委員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

11 課長報告

(1) 令和7年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る受験機会の確保について

(説明者：高校教育課長)

「令和7年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る受験機会の確保について」御説明申し上げます。

資料左側を御覧願いたい。

「1 追試験の実施」についてであるが、第一次募集本試験検査日当日に、新型コロナウイルス感染症を含むインフルエンザ等の感染症等に罹患又はその症状がある場合や、その他のやむを得ない事由によって学力検査又は面接等を受験できなかった者を対象に、追試験を実施する。

なお、本試験日に感染症等に罹患又はその症状がある場合には、基本的には追試験を受験することとなり、「(6) その他」にあるように、追試験については、感染症等に罹患していても、希望すれば別室での受験を可能とする。

次に、資料右側を御覧願いたい。

「2 追試験を受験できなかった場合の特例措置」についてである。

今年度の入試日程については、昨年度と同様に、第一次募集本試験日と追試験日の間が2日間と短くなっている。

そのため、感染症等に罹患し、この期間内に症状等が回復せず、追試験を受験できなかった受験生に対して、第一次募集の受験機会が確保できるよう、入学者選抜審議会等からの御意見も踏まえながら検討してきたが、今年度についても、昨年同様、特例措置を設けることとした。

まず、「(1)」として、感染症等を含む、やむを得ない事由により、3月7日の追試験を受験できなかった場合は、「第二次募集の日程に合わせた追試験」を受験できることとする。「ハ 検査内容」及び「ニ 選

抜方法」については、記載のとおりである。

次に、「(2)」として、第二次募集の日程に合わせた追試験も受験できなかった場合については、書類により審査することとする。

これらの対応について、全ての中学校及び高等学校に通知するとともに、高校教育課のウェブサイトや報道等を通じて、受験者をはじめ、保護者・中学校関係者等に情報提供しながら、受験者が不安を抱くことのないよう、十分配慮し、円滑な高等学校入学者選抜の実施に向けて、準備を進めていく。

本件については、以上である。

(質 疑) | (質 疑 な し)

(2) 令和5年度学校保健統計調査 宮城県の調査結果について

(説明者：保健体育安全課長)

「令和5年度学校保健統計調査 宮城県の調査結果について」御説明申し上げます。

この調査結果は、先月27日に文部科学省が全国の結果を、企画部統計課が県の結果を公表したものである。

Iの調査の概要であるが、この調査は、全国の幼児・児童・生徒の発育及び健康の状態を把握することを目的として、毎年、文部科学省が県に依頼して行っている調査である。対象は、抽出形式で行われ、期間や項目については、記載のとおりである。

なお、調査期間については、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年、6月30日までに実施してきた健康診断を、令和2年度から令和5年度までの4年間は、年度末までの実施期間とされたこと、また、抽出による統計であるため、過去の数値と単純に比較することはできないことを御承知願う。

はじめに、発育状態調査の身長については、男子の高校1年生と高校3年生、女子の高校2年生を除いた男女全ての学年で、全国値を0.1cmから1.3cm上回っている。

次に、体重については、男子の高校1年生と3年生を除いた男女の全ての学年で、全国値を0.1kgから1.8kg上回っている。

次に、肥満傾向児の出現率については、男女とも全国値よりも高い傾向がみられ、男子は0.69%から3.88%、女子は0.19%から4.82%上回っている。

一方で、全国順位から本県の傾向をみると、小学校、中学校の時期は上位にいるものの、高校生では、改善傾向が伺える。

次に、このグラフは、先程の肥満傾向児の出現率を、体力・運動能力調査の対象学年である小学校5年生及び中学校2年生男女の経年推移を、全国値と比較したグラフである。

これをみると、全国的に増加傾向にある中、昨年度に比べて減少傾向にあることが分かる。

資料左側を御覧願いたい。

むし歯を有する者の割合を学校種別に経年比較でみると、全ての学校種で前年度より減少しており、その傾向が続いていることが分かる。

資料右側を御覧願いたい。

このグラフは、12歳児一人平均DMF歯数、「永久歯におけるむし歯経験を表す指標」であるが、年々、緩やかな減少傾向にあったが、今年度は、0.2本の上昇となった。

次に、むし歯を有する者の割合を小学校5年生、中学校2年生男女の経年推移を全国値と比較すると、いずれも全国値よりも高い傾向にあるが、その割合は、年々減少傾向にある。

資料左側を御覧願いたい。

裸眼視力が1.0未満の者の割合は、小学校を除き、全国値を上回っており、全国と同様の増加傾向になっている。

資料右側を御覧願いたい。

今回の調査結果から、肥満傾向児出現率、むし歯を有する者の割合、裸眼視力が1.0未満の者の割合は、前年度よりも減少傾向にあるものの、依然として全国値より高いことが課題であると認識している。

改善に向けた取組として、学校と家庭、それぞれの取組が効果的に実践されるように、資料にあるようなリーフレット等を活用し、健康課題の解決に向けた啓発を促しつつ、学校と家庭の更なる連携による、

児童・生徒等の健康づくりに取り組んでいく。

本件については、以上である。

(質 疑)

福 興 委 員
保健体育安全課長

作成されたパンフレットの配布先について、教えていただきたい。

本パンフレットは、学校で活用してもらうことを目的として作成したものである。学校では様々な仕事があるため、できるだけポイントを絞った内容としている。最近では電子メールやアプリ等により電子媒体で保護者へお便りを送付する学校が増えているため、各家庭には電子媒体で情報が届くことが多いのではないかと考えている。

福 興 委 員

子どもの健康づくりは家庭環境による影響も大きいですが、保護者が共働き等で忙しく、それを変えることがなかなか難しい家庭もあるものと思われる。子どもの健康づくりは子どもの意識のみで変えることは難しいため、保護者の意識を変えるため企業など、職場への働きかけも有効ではないか。

保健体育安全課長

職場への働きかけについては、今のところ想定していなかったが、チャンネル等を探しながら検討してまいりたい。

鳩 原 委 員

パンフレットは学年に合わせて表現を変えるなど、丁寧な作りとなっており、今後も継続した取組が必要であると感じた。配布先について、電子媒体による配布が主となってきているが、家庭の状況によっては電子媒体の配布が難しく、一定数は紙により配布されるものと思われる。本パンフレットはカラーで作成されているが、学校ではカラー印刷が難しい。そのあたりについて、何か工夫等されているか。

保健体育安全課長

コストの関係で、学校では白黒印刷となることも十分に考えられる。本パンフレットは白黒印刷にしても、きれいに印刷されるよう工夫を行っているところであるが、カラー印刷の方が印象に残りやすいため、各家庭にはカラーの状態が届くような方法を検討してまいりたい。

佐 浦 委 員

本県の小中学生はやや肥満気味、高校生になると標準となる傾向がしばらく続いているといった理解で正しいか。

保健体育安全課長

本県の子どもたちは、小さい時は身長が高く、体重もやや重い、大きくなるにつれ標準に近づくということが、データから読み取れる。当然個人差があるため一概には言えないが、データとしてはそのようなデータとなっている。

佐 浦 委 員

あとは、体力が伴ってくれば良いと感じた。

小 室 委 員

自分の子どもが幼稚園の時に、早寝・早起き・朝ご飯のダンス（ルルブルロックンロール）をしており、早寝・早起き・朝ご飯の習慣が大事ということは親も子どもも理解しているが、自分が教育委員となり、初めて県の教育委員会の取組であることを知った。こういった取組をより多くの保護者に周知することが大事だと思う。幼児期に早寝・早起き・朝ご飯が習慣化されれば、大きくなって継続して規則正しい生活を行う子も増えるのではないか。一方でその確認を先生方に行ってもらうとなると先生方の負担も増えるため、バランスや確認方法は検討していただきたい。

保健体育安全課長

幼児期の習慣化の重要性は仰るとおりである。習慣の重要性が教員や保護者に十分に伝わるよう、引き続き周知方法を検討してまいりたい。

福 興 委 員

先ほど職場への働きかけという点について、発言をしたが、子育ては社会全体で行うものであり、そのためには雇用主の理解が必要という趣旨での発言であった。

もう一点、むし歯（う歯）に関して提案をさせていただきたい。乳幼児検診の歯科検診では地域の歯科医が非常に丁寧に説明をしてくれているため、幼稚園のむし歯の割合がこれだけ低いものとなっているのだと感じる。しかし、学年が上がるにつれてむし歯の発生率が上昇してしまっている。その要因の一つは歯磨きの習慣にあると思われるが、例えば小学校の給食後に歯磨きをしてはどうか。子どもたちの中にはお昼も歯磨きをしたいという子もいると思われる。

保健体育安全課長

県の歯科医師会の先生方とは、この点についてよく議論を行っているところである。

学校でも「歯磨き運動」を行ってはいるが、うがいによる感染リスク等を考慮し、コロナ禍以降、中断している学校が多い状況にある。

12 資料（配布のみ）

（１）教育庁関連情報一覧

（２）令和６年度宮城県検証改善委員会報告書

（説明者：義務教育課長）

令和６年度宮城県検証改善委員会報告書について、補足説明申し上げる。

この報告書は、「全国学力・学習状況調査」の結果を活用・分析し、学力向上に向けた取組の成果と課題について検証するとともに、各学校において活用できる学校改善・授業改善のポイントを示すことにより、本県児童生徒の学力向上を図ることを目的に毎年作成しているものである。

昨年度から、冊子ではなくデータでの配布としており、今年度版の作成に当たっては、経験年数が少ない教員でも活用できるよう、分かりやすく、手に取りやすく、読みやすいデザインを目指すとともに、タブレット端末での活用を想定し、目次や各ページから関連するページにリンクするよう工夫している。

今年度は、１２月４日付で各市町村教育委員会に通知し、県教育委員会ホームページにもデータを公開した。

なお、１２月９日からは、県内すべての小学校の研究主任等を対象に、本報告書等を活用したオンデマンド研修を行っている。

各学校において、冬季休業明けから授業改善が推進され、児童生徒が課題点を克服して新年度を迎えることができるよう、引き続き市町村教育委員会と連携していく。

本件については、以上である。

（ 質 疑 ） （質疑なし）

（３）令和７年３月高等学校卒業予定者就職内定状況（１１月末現在）について

（４）令和７年度宮城県立中学校入学者選拔出願者数について

13 次回教育委員会の開催日程について

佐藤教育長 次回の定例会は、令和７年１月１６日（木）午後１時３０分から開会する。

14 閉 会 午後２時１２分

令和７年１月１６日

署名委員

署名委員